

令和元年度南島原市利用者負担額について

(令和元年10月分からの保育料)

保育料は、子どもの保護者（父・母）の市民税額の合計額で決定します。ただし、保護者（父・母）の年間収入が生活保護基準額より少ない場合は、同居している家族で家計の主宰者（祖父または祖母）の税額まで保育料決定の算定対象となります。

※なお、令和元年10月から、国の幼児教育無償化制度の開始により、保育料が変更になりました。

【保育料について】

- 1) 幼稚園・認定こども園（教育部分）については入園できる時期に合わせて満3歳から無料です。
 2) 保育所・認定こども園（保育部分）については、利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無料です。
※3歳になって初めての4月1日の年度から対象です。
 また、0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもたちの保育料が無料です。

●幼稚園、認定こども園（教育部分）

階層	階層区分	区分	一般世帯		ひとり親世帯等	
			国	市	国	市
1	生活保護世帯	1子 2子	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯 【均等割のみの世帯を含む】	1子	0	0	0	0
		2子	0	0	0	0
3	得市 世割民 帯課税 税所	77,101円未満	1子	0	0	0
4		211,201円未満	1子	0	0	0
5		211,201円以上	1子	0	0	0



※3歳クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校就学前まで無料となります。

●保育所、認定こども園（保育部分）：一般世帯

階層	階層区分	区分	3歳以上児				3歳未満児				
			国		市		国		市		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2子	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	市民税所得割課税世帯	48,600円未満 【均等割のみの世帯を含む】	1子	0	0	0	0	19,500	19,300	15,000	13,500
4		97,000円未満	1子	0	0	0	0	30,000	29,600	22,000	19,900
5		169,000円未満	1子	0	0	0	0	44,500	43,900	30,000	27,100
6		301,000円未満	1子	0	0	0	0	61,000	60,100	36,000	32,500
7		397,000円未満	1子	0	0	0	0	80,000	78,800	41,000	37,100
8		397,000円以上	1子	0	0	0	0	104,000	102,400	41,000	37,100

※小学校就学前の範囲において、施設を利用する最年長の子どもから順に、2子目は半額、3子目以降は無料となります。

なお、「市民税所得割額が57,700円未満」の世帯においては、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントします。

●保育所、認定こども園（保育部分）：ひとり親世帯等（※1）

階層	階層区分	区分	3歳以上児				3歳未満児				
			国		市		国		市		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税世帯	1子	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	市民税所得割課税世帯	48,600円未満 【均等割のみの世帯を含む】	1子	0	0	0	0	9,000	9,000	7,000	6,250
4		77,101円未満	1子	0	0	0	0	9,000	9,000	9,000	9,000
5		97,000円未満	1子	0	0	0	0	30,000	29,600	22,000	19,900
6		169,000円未満	1子	0	0	0	0	44,500	43,900	30,000	27,100
7		301,000円未満	1子	0	0	0	0	61,000	60,100	36,000	32,500
8		397,000円未満	1子	0	0	0	0	80,000	78,800	41,000	37,100
8		397,000円以上	1子	0	0	0	0	104,000	102,400	41,000	37,100

※「市民税所得割額が77,101円未満」の世帯は、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち最年長の子どもから順にカウントし、2子目以降は無料となります。

※平成29年4月から軽減を拡充し、4階層の「市民税所得割が77,101円未満」の世帯の場合、3歳未満児は月額9,000円です。

（※1）ひとり親世帯等とは、ひとり親、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯、特別児童扶養手当を受給されている世帯等です。

【保育料決定に関する注釈】

- 1) 保育料の見直しは年度途中の9月に行われます。令和元年8月分までは「平成30年度の市民税額」で、9月分以降の保育料は「平成31年度の市民税額」で決定されます。**ただし、令和元年10月から、国の幼児教育無償化制度の開始により、保育料が変更になりました。制度の概要は下記を参照してください。**
- 2) 保育料は、4月1日現在の年齢で決定されます。年度途中で3歳に達しても、保育料は変わりません。

【南島原市すこやか子育て支援事業（保育料の軽減）】

- 1) 南島原市では、多子世帯の経済的負担の軽減を目的に、保育料の軽減を行っています。
 - ・平成31年度から、きょうだい児の年齢制限を撤廃し、子どもを2人以上扶養している保護者において、第2子以降の子どもが認定こども園、保育所、幼稚園を利用した場合は、保育料を「無料」にしています。
- 2) 所得制限はありません。
- 3) 軽減の対象は、2号認定・3号認定を受けた子どもです。保育料の軽減を受けるためには「申請が必要」です。

令和元年10月～ 保育料の無償化

子どもの年齢	現在 (令和元年9月まで)	令和元年10月～
3～5歳 ※1)	所得に応じて 市が設定する保育料	無償
0～2歳 住民税非課税世帯		無償
0～2歳 ※2) 住民税課税世帯		無償化対象外



- (※1) ・幼稚園・認定こども園（教育部分）利用者については、満3歳から無償化となります。
 ・保育所・認定こども園（保育部分）利用者については、満3歳になって初めての4月1日から無償化となります。
- (※2) ・南島原市では、多子世帯の経済的負担の軽減を目的に、保育料の軽減を行っています。第2子以降の子どもが認定こども園、保育所、幼稚園を利用した場合は、保育料を「無料」にしています。
- (※その他) 通園送迎費、給食費の一部、教材費、行事費などは無償化の対象になりません。

幼児教育無償化に伴う給食費について

主食費 (ごはん、パン、麺など)	3～5歳		0～2歳	
	令和元年9月まで	令和元年10月から	令和元年9月まで	令和元年10月から
副食費 (おかず、ミルク、おやつなど)	1号 (教育利用) 実費	無料 (※)	保育料に含む	
	2号 (保育利用) 保育料に含む			

◎実費の額は、施設から示され施設に対して支払います。

- (※) 南島原市では、入所児童の健康と福祉の増進及び保護者の経済的負担軽減を目的に、3～5歳の副食費は令和元年10月から**無料**になります。

年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降は副食費の支払が免除されますが、国の副食費免除対象から外れる世帯（年収360万円以上相当）の第1子・第2子の副食費は、市で負担します。

【認定こども園・保育所のお問合せ先】
 こども未来課 こども支援班
 (TEL) 0957-73-6652

【北有馬幼稚園のお問合せ先】
 学校教育課 学校教育班
 (TEL) 0957-73-6702